

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年1月23日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2. 1月10日付けの請求に関する、〇〇〇と〇〇〇に聞き取り調査した関係書類の中で、第3者に公開するなとした協議記録含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年2月6日、実施機関は、本件請求について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年2月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、本来出すべき書類であり、聞き取り調査した関係資料を公開しろ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、審査請求人から令和2年1月10日付け

で公文書公開請求があった「〇〇〇と〇〇〇が覚書を締結した件」について、県が両者に聞き取り調査した書類と推察されるが、電話による聴取であったことから、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない。

以上より、実施機関は、条例第 12 条第 3 項の規定により本件処分を行ったものである。

第 5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和 5 年 3 月 1 5 日	諮問
令和 7 年 3 月 1 8 日 第 2 部会（第 2 1 回）	審議
同 年 4 月 2 2 日 第 2 部会（第 2 2 回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、実施機関が聞き取り調査した関係資料が存在する旨主張している。これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、審査請求人が開示を求めている公文書は、電話による聴取であることから保有していないと主張している。

当審査会において、電話での聞き取り内容を実施機関に確認したところ、〇〇〇と〇〇〇が、パイプラインの維持に関して覚書を締結しているかどうかの事実確認を行ったとのことである。

実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則（平成 13 年徳島県規則第 73 号）第 5 条において「原則として、意思決定に当たっては文書（中略）を作成して行わなければならない。」と定められているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	